

理 由 書

区域区分の変更に伴う用途地域の変更に合わせ、当該変更箇所については、市街地の環境を維持し、都市機能に適応した土地利用の誘導を図るため、現在の高度地区を本案のとおり変更するものです。

上宮田字岩井口乙については、令和2年国勢調査による人口集中地区としての区域指定に伴い市街化区域へ編入するため、高度地区を第3種高度地区、建築物の高さの最高限度を20mに指定するものです。

このほか、下宮田字神田地区については、道路整備による区域区分境界の変更に伴い市街化区域へ編入するため、高度地区を第2種高度地区、建築物の高さの最高限度を15mに指定するものです。